

平成 19 年 2 月 14 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 16 番 11 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号: 3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 須田 仁之
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を、平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下、「整備法」という。)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、現行定款を次の通り変更するものであります。

整備法第 76 条第 2 項によって、取締役会及び監査役を置く旨の定めがあるものとみなされますが、取締役会設置会社及び監査役設置会社であることを明確にする意味で、条文を新設するものであります(変更案第 4 条)。

監査役相互の間で情報を交換、共有し、権限の行使を調整して、組織的、効率的な監査を実施することができるようにするため、新たに監査役会を設置するものであります(変更案第 4 条)。整備法第 76 条第 4 項によって、株券を発行する旨の定めがあるとみなされますが、株券発行会社であることを明確にする意味で条文(株券の発行)を新設するものであります(変更案第 7 条)。株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主様に提供したものとみなすことができるよう、条文を新設するものであります(変更案第 14 条)。

議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、これを 1 名と定めるものであります(変更案第 16 条)。

取締役会をより機動的に運営できるようにするため、取締役会の書面又は電磁的記録により取締役会決議を可能とするよう定めるものであります(変更案第 23 条)。

社外監査役の責任を合理的な範囲に留めることにより、社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、また、社外監査役として優秀な人材を確保できるように現行定款第 26 条(監査役の責任免除)に第 2 項を追加するものであります。(変更案第 34 条)

上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日（木曜日）

3. 変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
（商号） 第1条 当社は、株式会社アエリアと称し、英文では、Aeria Inc.と表示する。	（商号） 第 1 条 < 現行どおり >
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 < 省略 >	（目的） 第 2 条 < 現行どおり >
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 < 新設 >	（本店の所在地） 第 3 条 < 現行どおり >
	（機関の設置） 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会
（公告の方法） 第4条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。	（公告方法） 第5条 < 現行どおり >
第 2 章 株 式 及 び 端 株	第 2 章 株 式
（発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、113,400 株とする。 < 新設 >	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、113,400 株とする。
（自己株式の買受け） 第6条 当社は商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けすることができる。	（株券の発行） 第 7 条 当社は、その株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第8条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（自己の株式の取得） 第 8 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（株式取扱規程） 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 9 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、株券喪失登録等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u> (基準日) 第9条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> <u>前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u>	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u> <削除>
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(招集) 第10条 当社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。 <新設> (招集者及び議長) 第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 <新設>	(招集の時期) 第11条 <現行どおり> (定時株主総会の基準日) 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u> (招集権者及び議長) 第13条 <現行どおり>
(決議要件) 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>する。</u> <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u>	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u> (決議要件) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う。</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>

(議決権の代理行使) <u>第13条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u> (議事録) <u>第14条</u> 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。 第4章 取締役及び取締役会 (員数) <u>第15条</u> 当会社に取り締役 10 名以内を置く。 (選任) <u>第16条</u> 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (任期) <u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間</u>とする。 (代表取締役及び役付取締役) <u>第18条</u> 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。<u>取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会) <u>第19条</u> 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。<u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> — <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u> < 新設 > < 新設 >	(議決権の代理行使) <u>第 16 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。 — 株主又は代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u> < 削除 > 第4章 取締役及び取締役会 (員数) <u>第 17 条</u> < 現行どおり > (選任) <u>第 18 条</u> < 現行どおり > 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> < 現行どおり > (任期) <u>第 19 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) <u>第 20 条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<u>取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) <u>第 21 条</u> 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に<u>欠員又は事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 < 削除 > (取締役会の招集通知) <u>第 22 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。<u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の省略) <u>第 23 条</u> 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたとき
---	---

(報酬) <u>第25条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (監査役の責任免除) <u>第26条</u> 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 第 6 章 計 算 (営業年度) <u>第27条</u> 当社の営業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u> (利益配当) <u>第28条</u> 利益配当は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u> (中間配当) <u>第29条</u> 当社は取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第 293 条15 の規定による金銭の分配(中間配当金という)をすることができる。</u> (配当金等の除斥期間) <u>第30条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	(報酬等) <u>第 33 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) <u>第 34 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u> 第 6 章 計 算 (事業年度) <u>第 35 条</u> 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。 (剰余金の配当等) <u>第 36 条</u> 株主総会の決議により、<u>毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> < 削除 > (配当金等の除斥期間) <u>第 37 条</u> 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
---	---